

協会けんぽの保険料率の一覧

協会けんぽの保険料率（都道府県単位保険料率・介護保険料率）が、平成22年3月分（4月納付分）から引き上げられました。

1 一般保険料率（都道府県単位保険料率）

	変更前	⇒	変更後		変更前	⇒	変更後
北海道	8.26%	⇒	9.42%	滋賀県	8.18%	⇒	9.33%
青森県	8.21%	⇒	9.35%	京都府	8.19%	⇒	9.33%
岩手県	8.18%	⇒	9.32%	大阪府	8.22%	⇒	9.38%
宮城県	8.19%	⇒	9.34%	兵庫県	8.20%	⇒	9.36%
秋田県	8.21%	⇒	9.37%	奈良県	8.21%	⇒	9.35%
山形県	8.18%	⇒	9.30%	和歌山県	8.21%	⇒	9.37%
福島県	8.20%	⇒	9.33%	鳥取県	8.20%	⇒	9.34%
茨城県	8.18%	⇒	9.30%	島根県	8.21%	⇒	9.35%
栃木県	8.18%	⇒	9.32%	岡山県	8.22%	⇒	9.38%
群馬県	8.17%	⇒	9.31%	広島県	8.22%	⇒	9.37%
埼玉県	8.17%	⇒	9.30%	山口県	8.22%	⇒	9.37%
千葉県	8.17%	⇒	9.31%	徳島県	8.24%	⇒	9.39%
東京都	8.18%	⇒	9.32%	香川県	8.23%	⇒	9.40%
神奈川県	8.19%	⇒	9.33%	愛媛県	8.19%	⇒	9.34%
新潟県	8.18%	⇒	9.29%	高知県	8.21%	⇒	9.38%
富山県	8.19%	⇒	9.31%	福岡県	8.24%	⇒	9.40%
石川県	8.21%	⇒	9.36%	佐賀県	8.25%	⇒	9.41%
福井県	8.20%	⇒	9.34%	長崎県	8.22%	⇒	9.37%
山梨県	8.17%	⇒	9.31%	熊本県	8.23%	⇒	9.37%
長野県	8.15%	⇒	9.26%	大分県	8.23%	⇒	9.38%
岐阜県	8.19%	⇒	9.34%	宮崎県	8.20%	⇒	9.34%
静岡県	8.17%	⇒	9.30%	鹿児島県	8.22%	⇒	9.36%
愛知県	8.19%	⇒	9.33%	沖縄県	8.20%	⇒	9.33%
三重県	8.19%	⇒	9.34%				

☆変更後の率の内訳…上記の率のうち、①特定保険料率＝3.5%（全国一律）

②基本保険料率＝上記の率－3.5%

2 介護保険料率

	変更前	⇒	変更後
全国一律	1.19%	⇒	1.50%

<健康保険の保険料の仕組み>

【前提】 介護保険第2号被保険者とは、健康保険などの医療保険の加入者のうち、40歳以上65歳未満の方のこと

- 健康保険の被保険者（介護保険第2号被保険者以外）の保険料

保険料＝一般保険料（標準報酬月額×一般保険料率）

注. 賞与支払月には、標準賞与額×一般保険料率も徴収されます。

- 介護保険第2号被保険者に該当する健康保険の被保険者の保険料

保険料＝一般保険料＋介護保険料（標準報酬月額×{一般保険料率＋介護保険料率}）

注. 賞与支払月には、標準賞与額×{一般保険料率＋介護保険料率}も徴収されます。